

15. 経営情報の見える化について

(1) 介護サービス事業者経営情報データベースシステム

令和5年改正介護保険法により、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備を行い、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が創設され、令和6年4月より施行されたところである。本制度に基づき、介護サービス事業者は、収益・費用及び職種別の給与（任意項目）等について、施設・事業所単位での報告を行うこととされている。（制度詳細、報告内容の詳細は、資料1・2参照）

本制度は、原則として全ての介護サービス事業者が報告対象となっており、各事業者は、「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（介護経営DB）を通じて報告を行うこととしている。なお、入力方法としては、①事業者にて使用している会計ソフトウェアから本システムに適合した csv ファイルのアップロード ②システム上への直接入力がある。

報告期限は毎会計年度終了後3月以内としているが、令和7年3月31日以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告について、令和7年5月より、その受付を一時的に停止しているところである。報告受付再開のスケジュールについては、別途整理した上でお示しする予定である。

加えて、本制度においては、事業所から報告された経営情報をもとに、都道府県においても分析・公表を行うことが努力義務とされているが、今後、厚生労働省で実施する分析・公表の内容も踏まえて、都道府県向けのガイドラインをお示しする予定である。なお、調査・分析に当たっては、「介護サービス情報の公表制度等支援事業」の活用も検討されたい。（資料3参照）

(2) 介護サービス情報公表制度における財務状況の公表

利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために、利用者の選択に資する情報提供を行う観点から、令和6年度より、介護サービス情報公表制度（項目14参照）において、介護サービス事業者に対して、財務状況の公表を求めることとしている。

具体的には、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）について、直近の事業年度を終えた時点で作成したものを公表することとされているが、会計基準上作成が求められていない等の事情がある場合には、資産、負債及び収支の内容が分かる簡易な計算書類を公表することでも差し支えないこととしている。併せて、「1人当たり賃金」についても、任意での公表が可能となっている。（資料4参照）

当該公表内容の追加については、昨年度（令和6年度）より開始した新たな内容であり、引き続き、管内の対象事業者への周知等をお願いする。

(資料 1)

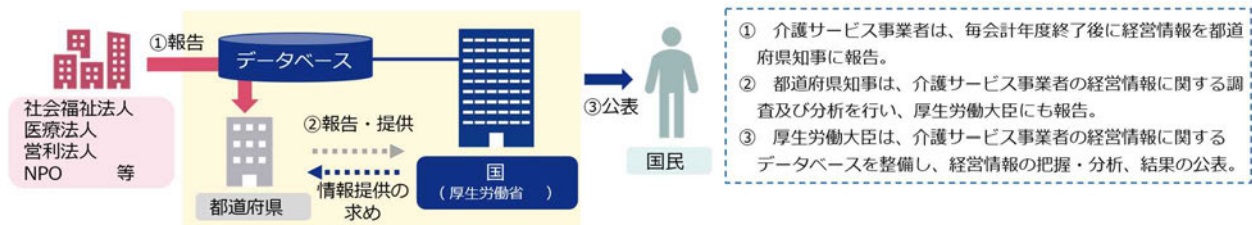
介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等 (令和5年介護保険法改正事項)

- ▶ 2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要がある。
(参考) 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、より正確な経営実態等の把握に向けて、より適切な実態把握のための方策を引き続き検討していくべきとされている。
- ▶ このため、①介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、②収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設する。 【施行日：令和6年4月1日】

【データベースの概要】

- ・ 対象：原則、全ての介護サービス事業者
- ・ 収集する情報：介護施設・事業所における収益及び費用並びに、任意項目として職種別の給与（給料・賞与）及びその人数
※ 収集する内容は省令以下で規定
- ・ 公表方法：国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表
※ 上記のデータベースの整備のほか、利用者の介護サービス事業者の選択に資するよう、介護サービス情報公表制度についても併せて見直しを行い、介護サービス事業者に対し財務状況の公表を義務付ける等の対応を行う。

<データベースの運用イメージ>



1

(資料 2)

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等 (介護保険法施行規則改正事項)

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)による改正後の介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の44の2の規定に基づき、都道府県知事が行う介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等について、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)における必要な規定を整備する。

報告対象となる介護サービス事業者

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告対象。
- ただし、小規模事業者等に配慮する観点から、事業所・施設の全てが以下のいずれかに当てはまる介護サービス事業者は報告対象から除外する。
 - ① 過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
 - ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるもの

介護サービス事業者に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
 - 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
 - 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
 - 4) その他必要な事項
- ※ 報告除外対象の事業所・施設(上記①・②)とそれ以外の事業所・施設を運営している場合、①・②を除く事業所・施設の報告を求める。
- 〔上記の他、任意項目として「職種別の給与(給料・賞与)及びその人数」を求める(通知事項)。〕

介護サービス事業者から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後3月以内
※ 初回に限り、令和6年度内に提出で可(附則により措置)
- 報告手段
電磁的方法を利用して自ら及び都道府県知事が同一の情報を開覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法
(介護サービス事業者経営情報データベースシステム(介護経営DB))

厚生労働大臣が都道府県知事に求めることができる情報

- 介護サービス事業者経営情報
(※ 事業者に報告をを求める項目の1)~4)の情報)
- その他必要な事項

都道府県知事から厚生労働大臣への情報提供方法

電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を開覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法

2

(資料 3)

介護サービス情報の公表制度等支援事業

老健局認知症施策・地域介護推進課
(内線3982)

1 事業の目的

令和8年度当初予算案 1.2億円 (1.2億円) ※()内は前年度当初予算額

- ① 「介護サービス情報の公表」制度(※1)の運営が円滑に実施できるよう、都道府県等が行う介護サービス事業所等への調査等に要する費用の助成など必要な支援を行う。
(※1) 介護サービスの質の向上等の観点から、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選択するための情報を、インターネット等を通じて都道府県等が公表する仕組み(介護保険法第115条の35)
- ② 「介護サービス事業者経営情報の調査・分析等」制度(※2)について、令和8年度は、実施主体である都道府県による経営状況の円滑な調査・分析及び事業者からの報告の適切な受付を推進するため、調査・分析のための体制強化及び事業者からの制度等に関する問合せ対応にかかる支援を行う。
(※2) 地域において必要とされる介護サービスを確保するため、介護サービス事業者の経営情報を、インターネット等を通じて、都道府県が調査・分析を行い把握するための仕組み(介護保険法第115条の44の2)

2 事業の概要・スキーム

① 介護サービス情報公表制度支援事業

○都道府県及び指定都市が公表する情報に関して行う調査の実施経費や調査機関・公表センターへの委託費、普及啓発、研修等に要する費用に対して補助を行う。

- 【事業内容】
- (1) 都道府県が必要と認める調査の実施、コールセンターの設置等
 - (2) 制度施行のための普及・啓発
 - (3) 調査員等に対する資質向上のための研修等
 - (4) その他介護サービス情報の公表制度の円滑な施行のための事業

② 介護サービス事業者経営情報の調査・分析等制度支援事業

○都道府県が行う介護サービス事業者経営情報の調査・分析等の実施経費や、介護サービス事業者に対する普及啓発・問合せ対応等に要する費用に対して補助を行う。

- 【事業内容】
- (1) 都道府県が必要と認める介護サービス事業者経営情報に関する調査・分析等の実施
 - (2) 都道府県が行う介護サービス事業者に対する制度の普及啓発、制度等に関する問合せ対応
 - (3) その他介護サービス事業者経営情報の調査・分析等制度の円滑な施行のための事業



3 実施主体等

【実施主体】

- ①都道府県・指定都市 ②都道府県

【補助率】

- ①国1/2 ②国2/3



【参考】

- 「成長戦略フォローアップ工程表」(令和3年6月18日閣議決定)
介護予防のインセンティブ強化
・「介護サービス情報公表システム」を活用して効果的な情報提供を実施
- 「経済・財政再生計画改革実行プログラム2024」(令和6年12月26日経済財政諮問会議決定)

(資料 4)

介護サービス情報公表制度における公表事項の追加について

1. 介護サービス事業者における財務諸表の公表について

○ 社会福祉法人においては、社会福祉法施行規則第10条第3項第1号の規定に基づき、計算書類を公表することとされている。また、障害福祉サービス事業所においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則別表第1号第2号へ及び児童福祉法施行規則別表第2号第2号へ規定に基づき、「事業所等の財務状況」を公表することとされている。

○ 介護サービス情報公表制度においても、「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会)において、「社会福祉法人や障害福祉サービス事業所が法令により事業所等の財務状況を公表することとされていることを踏まえて、介護サービス事業者についても同様に財務状況を公表することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、介護保険法施行規則別表第2に「事業所等の財務状況」を公表することを規定する(省令改正、令和6年4月1日施行)。

※1 公表を求める財務諸表については、障害福祉サービス事業所等での報告事項を踏まえ、事業活動計算書(損益計算書)、資金収支計算書(キャッシュフロー計算書)、貸借対照表(バランスシート)とする。(通知事項)

※2 公表にあたっては、原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、拠点や法人単位で一体会計としており、事業所又は施設単位での区分けが困難な事業者においては、拠点単位や法人単位での公表を可能とすることとする。その際、公表対象が明確となるよう、当該会計に含まれている事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

2. 一人当たり賃金の公表について

○ 「介護保険制度の見直しに関する意見」において「一人当たりの賃金等についても、公表の対象への追加を検討することが適当である。その際、設置主体や給与体系の違いに配慮することや、公表する情報に関係する個人が特定されないことがないよう配慮した仕組みを検討することが適当である。」と指摘されたことを踏まえ、一人当たり賃金の公表について、介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報とすることとする。また、都道府県知事が、情報の提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する(省令改正、令和6年4月1日施行)。

※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形式での公表を可能とすることとする。(通知事項)

※2 原則として、介護サービス事業所又は施設単位とする。ただし、介護サービス事業者の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている介護サービス事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【介護保険法施行規則の改正】

(法第百五十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第百四十条の六十二の二 法第百五十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び労働時間、賃金その他の介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

<参考>介護保険法(抄)

(都道府県知事による情報の公表の推進)

第百五十五条の四十四 都道府県知事は、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会の確保に資するため、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く。)であって厚生労働省令で定めるものの提供を希望する介護サービス事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

16. 高齢者等終身サポート事業に関する対応について

高齢者の単身世帯が増加していることを背景に、主に一人暮らしの高齢者等を対象とした、身元保証や日常生活支援、死後事務等に関するサービスを提供する事業形態の需要が高まっていることから、消費者委員会において、平成29年1月31日に、当該事業に係る消費者被害を防止する観点から、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」が取りまとめられた。

当該建議に対応するため、老健局では①各市町村や地域包括支援センターにおける、高齢者等終身サポート事業に関する相談を受けた場合の取扱い、②介護保険施設への入所等希望者に身元保証人等がないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しないことを「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」（平成30年8月30日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知）で示しているところであるので、改めて周知等行っていただきたい。

また、「身元保証など的高齢者サポートサービスをめぐる契約トラブルにご注意」（令和元年5月30日付 独立行政法人国民生活センター報道発表資料）において、高齢者等終身サポート事業をめぐる消費者トラブル防止のため、相談事例の紹介や消費者への注意喚起を実施しているほか、各介護施設等において頼れる身寄りがない高齢者の円滑な入所に向けた対応をあらかじめ検討していただく参考となるよう、令和7年3月に「「身寄りのない高齢者」を介護施設等で受け入れるときの主なポイント」を作成しているため、適切な運用に努められたい。

なお、医療分野の身元保証や家賃の債務保証等については、厚生労働省医政局や国土交通省においても下記をお示ししているため、都道府県におかれては参考とされたい。

- ① 医療機関への入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、正当な理由には該当しないことを「身元保証人等がないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成30年4月27日付厚生労働省医政局医事課長通知）にて周知している。
- ② 頼れる身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられるよう、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について」（令和元年6月3日付厚生労働省医政局総務課長通知）にてお示ししている。
- ③ 賃貸住宅の借借人その他の者の利益の保護を図ることを目的に、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録し、その情報を公表することにより、家賃債務保証業者選択の判断材料として活用することが可能となる家賃債務保証業者の登録制度を創設している。（平成29年10月25日国土交通省告示）

さらに、高齢者等終身サポート事業について、その適正な事業運営を確保しつつ、事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように、関係省庁と連携して、令和6年6月に「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」を策定している。

また、事業者ガイドラインの策定を受け、事業者の質の確保に向け、高齢者等終身サポート事業に関する全国レベルの事業者団体も設立されている。高齢者等終身サポート事業の利用を必要としている者が不安なく事業者を選択できるよう、厚生労働省においても、事業者ガイドラインの実効性確保等のため、引き続き介護サービスの事業者団体・関係機

関等への周知などの取組を進めていくこととしているので、ご承知おきいただくとともに、地方自治体においても、引き続き事業者ガイドライン等の周知を行っていただきたい。

高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

- 病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきている。
- この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の利用の安心等を確保していくことが必要。今後、事業のニーズの増加が見込まれる中、業務の内容が民事法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等を関係省庁横断で整理し、ガイドラインとして提示する。

全般的な事項

- 事業者の適正な事業運営を確保し、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようすることを目的とする。
- 本人との契約に基づき、「身元保証サービス」及び「死後事務サービス」を事業として継続的に提供している事業者を主な対象とする。
- サービス提供にあたっては、利用者の尊厳と自己決定を尊重。また、関連する制度等を活用しつつ、利用者の価値観等に基づく意思決定が行われるよう配慮することが重要。

契約締結にあたって留意すべき事項

- 契約締結にあたって、事業者は、民法や消費者契約法に定められた民事ルールに従いつつ、契約内容の適正な説明（契約書・重要事項説明書を交付した説明）を行うことが重要。また、医療・介護関係者等との連携や、推定相続人への説明など、きめ細かい対応を行うことが望ましい。
- 寄附・遺贈については、契約条件にすることは避けることが重要であり、遺贈を受ける場合も公正証書遺言によることが望ましい。等

契約の履行にあたって留意すべき事項

- 契約の履行にあたっては、契約に基づき適正に事務を履行するとともに、提供したサービスの時期や内容、費用等の提供記録を作成、保存、定期的な利用者への報告が重要（後見人にも情報共有が重要）。利用者から前払金（預託金）を預かる場合、運営資金等とは明確に区分して管理することが望ましい。なお、履行の際にも医療・介護関係者等との連携が重要。
- 利用者からの求めがあれば、利用者が契約を解除する際に必要な具体的な手順等の情報を提供する努力義務を負う。
- 利用者の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度の活用が必要。成年後見人等が選任された後は、契約内容についてもよく相談することが望ましい。等

事業者の体制に関する留意事項

- 利用者が安心して利用できるよう、ホームページ等を通じた情報開示、個人情報の適正な取扱い、事業継続のための対策、相談窓口の設置に取り組むことが重要。

関連する制度・事務に関する政府の取組

- 高齢者等終身サポート事業者が行う金融機関の手続及び携帯電話の解約について、調整を行うとともに、今後、様々な場面で高齢者等終身サポート事業者の活用が見込まれる関連業界や自治体へのガイドラインの周知を行う。
- 高齢者等終身サポート事業の利用状況等を踏まえ、関係する制度（重要な治療方針に関する関わり方、介護保険外サービス、死亡届、成年後見制度）の見直し等の検討を進めるほか、ガイドラインの普及や関連制度の検討状況を踏まえつつ、認定制度等について検討する。

17. 公的介護保険外サービスについて

高齢者の多様な生活支援等のニーズに対応するためには、介護保険制度に基づくサービスに加え、保険外サービスを活用することも重要である。介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについては「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（平成30年9月28日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長ほか連名通知）においてお示しし、適切な運用に努めるようお願いしているところである。

また、骨太の方針2025において「官民連携による介護保険外サービスの普及」、新しい資本主義実行計画2025において「公的サービスの安定提供を前提の上で、一定の条件の下で、（中略）介護施設等の保険外サービスの運用改善等を進め」とされているところ、地方自治体によっては、地域の保険外サービスに関する情報が把握・整理されていないなどの様々な課題により、保険外サービスの活用が進んでいない例も見られる。

このため、保険外サービスの活用に向けて、

- ① 平成27年度に予算事業により事例集としてとりまとめられた「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」
- ② 平成29年度老人保健健康増進等事業により、保険外サービスを活用する際の課題を乗り越えるポイントについてとりまとめられた「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた「保険外サービス」の活用に関するポイント集・事例集」
- ③ 令和元年度老人保健健康増進等事業により、ケアマネジャー、地域包括支援センター、自治体職員等が保険外サービスに関する情報提供を行う際の参考となるように、高齢者・家族のニーズ別の保険外サービスの活用方法や、使用例等についてとりまとめられた「QOLを高める保険外（自費）サービス活用促進ガイド」の活用に関するポイント集・事例集」
- ④ 令和4年度の老人保健健康増進等事業により、地域内外の保険外サービスを積極的に発信した事例、保険外サービスを活用して地域課題を解決した事例等を収集した「生活支援コーディネーターおよび協議体による保険外サービス活用促進の取組事例」

を改めて確認の上、検討いただきたい。

さらに、生活支援体制整備事業の協議体や地域ケア会議、他分野の会議体等を活用して、多様な主体（医師会、NPO法人、民間企業、自治体、社協、生協等）が連携し、事業者の把握や高齢者のニーズの共有、適正な価格の保険外サービスの確保・普及、保険外サービスを提供する事業所のリストの整備等、地域の受け皿整備に向けた保険外サービスの一層の促進をお願いする。

※ 参照先

- ① 「地域包括ケアシステム構築に向けた公的介護保険外サービスの参考事例集」（保険外サービス活用ガイドブック）<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000119256.html>

- ② 「地方自治体における地域包括ケアシステム構築に向けた「保険外サービス」の活用に関するポイント集・事例集」：<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=32549>
- ③ 「「QOLを高める 保険外（自費）サービス活用促進ガイド」の活用に関するポイント集・事例集」：<https://www.jri.co.jp/page.jsp?id=36043>
- ④ 「地域づくりの観点からの保険外サービス活用推進等に関する調査研究事業」：
[厚生労働省 老人保健健康増進等事業 令和4年度 \(jri.co.jp\)](#)

18-1. 認知症施策推進計画の策定について

(1) 認知症施策推進計画の策定

令和6年12月に閣議決定された認知症施策推進基本計画（以下「基本計画」という。）は、令和6年12月から令和11年度までのおおむね5年間を対象期間として、認知症施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な方向性を定めるものである。また、基本法において、都道府県が策定するよう努めなければならないとされている「都道府県認知症施策推進計画」及び市町村が策定するよう努めなければならないとされている「市町村認知症施策推進計画」の基本となるものである。

各都道府県・市町村におかれては、基本計画を踏まえ、関連する法律に基づく計画等との調和を図るとともに、認知症の人及び家族等の意見を可能な限り広く聴くよう努めながら、認知症施策推進計画（以下「推進計画」という。）を策定し、地域の実情や特性に即した多様な取組を実施されるようお願い申し上げます。

なお、令和8年1月8日に開催された認知症施策推進関係者会議（第7回）において、都道府県・市町村における計画策定の取組事例として、例えば、計画策定の際に認知症の本人の意見を聴いたことから、県の希望大使任命につながった山形県や、定期的に職員が本人ミーティングを開催し、直接、認知症の人と話し、関係性を構築している浦安市など、都道府県・市町村合わせて11事例をまとめているため、こちらも参考にさせていただきたい。

○認知症施策推進関係者会議（第7回）※厚生労働省提出資料 p9～19 該当

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ninchisho_kankeisha/dai7/gijishidai.html

(2) 認知症施策推進計画の策定に当たっての留意事項

基本計画の策定に当たっては、認知症施策推進関係者会議に、認知症の人とその家族等に参画いただいたところであるが、推進計画の策定に当たっても、同様に、当事者の方に参画いただき、その声を尊重しながら、認知症になってからも、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという「新しい認知症観」に立って、取り組んでいただくことが重要である。

また、認知症施策が総合的な取組として行われるよう、都道府県・市町村内における保健・医療・福祉・教育・地域づくり・雇用・交通・産業等の担当部局同士が緊密に連携し、それぞれが責任を持って取り組むとともに、都道府県及び市町村の関係部局が連携しながら、総合的に取組を推進することが重要である。

なお、基本計画に記載のとおり、推進計画に定める内容が、介護保険事業（支援）計画等の既存の行政計画に定める内容と重複する場合には、これらを一体のものとして策定することは差し支えないものとするなど、必要に応じて柔軟に運用できることとしているので、各都道府県・市町村におかれては、その実情に応じて推進計画を策定されるようお願いする。

特に、多くの自治体が、令和9年度からの第10期介護保険事業（支援）計画と一体的に策定する予定と承知しており、第10期計画の策定作業が本格化する令和8年度に向けて、認知症施策推進計画の策定作業についても、引き続き計画的に進めていただきたい。

さらに、第10期計画の中で、認知症施策の推進は主要なテーマのうちの1つであることから、各都道府県においては、計画策定手順に関する資料（介護保険計画課：参考資料2-5）に沿って、市町村支援の確実な実施をお願いしたい。

(3) 認知症の人とその家族等の参画の推進に向けた留意事項

認知症の人とその家族等に参画いただくためには、まずは、都道府県や市町村の行政職員が、認知症カフェに参加するなど、地域における様々な機会を捉え、認知症の人やその家族等と出会い、対話をするすることで、認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることが重要である。

その上で、認知症地域支援推進員(以下、「推進員」という。)等が中心となって、ピアサポート活動等、地域における認知症の人やその家族等の活動を支援し、本人ミーティング等の当事者からの発信につなげていくことが重要である。

その際、認知症の人とその家族等の参画について、単なる意見聴取にとどめるのではなく、行政職員が認知症の人やその家族等の活動の現場に出向くこと等を通じて、認知症の人やその家族等と対話し、意見交換を行うことで、認識を共有することが重要である。

基本計画では、こうした取組を通じて、施策を立案・実施・評価するために、以下の観点から、都道府県や市町村が推進計画を策定することが望ましいとされている。

- ・ 「新しい認知症観」の実感的理解
- ・ 自分が認知症になってからも、安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができる地域づくり
- ・ 認知症の人の自立生活や社会参加等を阻むハード・ソフト両面にわたる社会的障壁の解消と合理的配慮
- ・ 共生社会の具体的なビジョンの共有と、地域の実情や地域特性に応じた認知症施策の創意工夫

(4) 認知症施策推進計画の策定に向けた支援等について

令和7年4月1日現在の自治体における認知症施策推進計画の策定状況については、都道府県の59.6%、市町村の88.5%が、今後の策定を予定していると回答しており、厚生労働省としても、引き続き自治体への策定支援を行っていく考え。

令和7年度補正予算では「認知症施策推進計画に係る策定準備支援事業」を計上し、都道府県や市町村が、地域住民に対して「新しい認知症観」や基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助することとしている。については、推進計画の策定に当たって、本事業の活用を検討されたい。

また、昨年度作成・配布した基本法の目指す方向性・目的・理念を分かりやすく示した冊子・リーフレット・ポスターは、基本計画の内容を盛り込み一部改訂し、全国の都道府県・市町村へ令和8年3月末を目途に送付を予定している。また、それぞれの電子媒体は、厚生労働省HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kou_reisha/ninchi/index.html)にも掲載を予定しているので、自治体内での普及啓発等に活用されたい。

また、令和6年度老人保健健康増進等事業「共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく認知症施策のあり方に関する調査研究事業」(実施主体:株式会社日本総合研究所)において、都道府県や市町村が推進計画を策定する際の留意点

等をまとめた手引きを作成したので、参考としていただきたい。基本計画で示している KPI の具体的な内容・測定方法については、令和 7 年度老人保健健康増進等事業「認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業」（実施主体：株式会社日本総合研究所）において、KPI の調査方法等についての検討を進めており、この結果も踏まえて、来年度以降、各自治体に対する取組状況の調査を行う予定である。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年6月14日成立
令和6年1月1日施行

1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ **認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進**

2. 基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去。地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等の推進。予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法など科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

3. 国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、**認知症施策推進基本計画**を策定（**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ**都道府県計画**・**市町村計画**を策定（**認知症の人及び家族等**の意見を聴く。）（努力義務）

5. 基本的施策

- ①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

6. 認知症施策推進本部

内閣に**内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人及び家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の人本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

基本的施策（抄）

1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等
 - 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
 - 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）
2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
 - 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
 - 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定
3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等
 - 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
 - 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
 - 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業者に対する啓発・普及等
4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
 - 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
 - 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供
5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
 - 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
 - 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
 - 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）
6. 相談体制の整備等
 - 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
 - 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症力フエ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）
7. 研究等の推進等
 - 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
 - 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）
8. 認知症の予防等
 - 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
 - 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）
9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施
 - 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究
10. 多様な主体の連携
 - かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進
11. 地方公共団体に対する支援
 - 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援
12. 国際協力
 - 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

重点目標・評価指標

重点目標	プロセス指標	アウトプット指標	アウトカム指標
①国民一人一人が「新しい認知症観」を理解している	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している地方公共団体の数 • 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> • 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている地方公共団体の数 • 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数 	<ul style="list-style-type: none"> • 認知症や認知症の人に関する国民の基本的な知識の理解度 • 国民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況
②認知症の人の生活においてその意思等が尊重されている	<ul style="list-style-type: none"> • ピアサポート活動への支援を実施している地方公共団体の数 • 行政職員が参画する本人ミーティングを実施している地方公共団体の数 • 医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している地方公共団体の数とその参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> • 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している地方公共団体の数 • 認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している地方公共団体の数 	<ul style="list-style-type: none"> • 地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び国民の割合
③認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができる	<ul style="list-style-type: none"> • 部署横断的に認知症施策の検討を実施している地方公共団体の数 • 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及び関連指標（KPI）を設定している地方公共団体の数 • 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数 	<ul style="list-style-type: none"> • 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している地方公共団体の数 • 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 • 製品・サービスの開発に参画している認知症の人と家族等の人数 • 基本法の趣旨を踏まえた認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町村の数 • 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数 	<ul style="list-style-type: none"> • 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合 • 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合 • 認知症の人が自分らしく暮らすと考えている認知症の人及び国民の割合 • 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考えている認知症の人の割合
④国民が認知症に関する新たな知見や技術を活用できる	<ul style="list-style-type: none"> • 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業に係る計画の数 	<ul style="list-style-type: none"> • 国が支援・実施する、認知症の人と家族等の意見を反映させている認知症に関する研究事業の数 	<ul style="list-style-type: none"> • 国が支援・実施する、認知症に関する研究事業の成果が社会実装化されている数

認知症施策推進計画の策定状況（R7.4.1現在）

	計画策定済	今後策定 (改訂)予定	うち意見聴取 に課題	策定未定	合計
都道府県	19 (40.4%)	28 (59.6%)	0	0	47
市区町村	154 (8.9%)	1,541 (88.5%)	31 (1.8%)	46 (2.6%)	1,741

都道府県・市町村の認知症施策推進計画の策定支援事業 (自治体向け補助事業)

令和7年度補正予算額 5.0億円（認知症基本法に基づく認知症施策推進事業）の内数

施策の目的

国民一人一人が自分ごととして認知症を理解し、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らすことが出来るという考え方（「新しい認知症観」）に基づき施策を推進するために、多くの自治体で、地域住民に対して「新しい認知症観」に関する普及啓発等を実施し、認知症施策推進計画が策定されることを目的とする。

施策の概要

自治体が、地域住民に対して「新しい認知症観」や認知症基本法の普及啓発を図るとともに、認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴いた上で「新しい認知症観」に基づき施策を推進するために、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る経費を補助する。

施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【対象経費】

（対象事業例）

- ・地域住民が「新しい認知症観」や認知症基本法についての理解を深めるための勉強会等の開催
- ・認知症の人や家族等の意見を丁寧に聴く場の設置
- ・認知症の人や家族等とともに施策を立案、実施、評価する取組
- ・ピアサポート活動や本人ミーティングなどの認知症の人を中心とした地域活動等にかかる支援
- ・地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの取組の推進やその支援
- ・地域版認知症希望大使の活動にかかる支援 等



18-2. 認知症の人に関する国民の理解の増進等について

(1) 認知症の人に関する国民の理解の増進等について

令和6年12月に閣議決定された基本計画では、共生社会の実現を推進するための基盤として、基本的人権及びその尊重についての理解を深めることが掲げられている。その上で、「新しい認知症観」の普及が促進されるよう、認知症の人が発信し、国民一人一人が認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることを目標としている。

誰もがなり得る認知症について、国民一人一人が自分ごととして捉え、備えを進めることが重要である。このため、認知症への関心が低い層等に対し、自治体が地域の企業・経済団体や自治会等と連携し、認知症の人の参画も得ながら、「新しい認知症観」や基本法など、認知症及び軽度の認知機能の障害に関する知識並びに認知症の人に関する理解を深める取組を推進していく必要がある。こうした観点から、各自治体においても事業実施をお願いしたい。

また、令和7年度老人保健健康増進等事業「認知症施策推進基本計画に基づく認知症施策の推進のあり方に関する調査研究事業」(実施主体：株式会社日本総合研究所)において、自治体の認知症施策推進担当者等が「新しい認知症観」の普及促進に向けた取組を行う際に参考となる成果物を令和8年3月末を目途にまとめることとなっており、準備ができ次第、厚生労働省ホームページに掲載を予定しているため、事業実施の際に活用いただきたい。

(2) 認知症への社会の理解を深めるための普及啓発・本人発信支援の推進

① 厚生労働省における「希望大使」の任命について

厚生労働省では、令和2年に5名の認知症当事者の方を「希望大使」として任命し、認知症への社会の理解を深めるため、普及啓発や本人発信支援の取組を推進してきたところ。

令和6年1月に、年代、性別のほか地域性も考慮して、新たに2名を「希望大使」として任命するとともに、5名を再任した。

令和8年1月には、7名の「希望大使」を再任し、認知症に関する知識や認知症の人への理解を深めることに加え、認知症の人の社会参加の機会の確保が進むよう、引き続き、「希望大使」にご協力をいただきながら取組を推進していくこととしている。

○希望大使の活動について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ninchi/kibou.html

<https://www.mhlw.go.jp/content/001636694.pdf>

② 本人発信支援・普及啓発について

令和7年度においては、認知症への正しい理解の醸成を図るとともに、国際社

会の評価が高い我が国の認知症施策の普及啓発のため、大阪・関西万博において認知症に関するエリアを出展し、認知症の人が生きる世界・見える景色のVR体験や認知症希望大使による本人メッセージ、認知症のメカニズムと最新の認知症治療薬などを紹介する展示・VTR等を実施した。本事業で作成した展示物等は、当省だけでなく、各自治体での普及啓発事業等でも活用いただきたいと考えているため、活用を希望する自治体は当課まで照会いただきたい。

○認知症施策推進関係者会議（第7回）※厚生労働省提出資料 p34 該当

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ninchisho_kankeisha/dai7/gijishidai.html

また、北九州市及び藤枝市と連携し、国の「希望大使」の協力のもと、地元の認知症の人と本音で語りあう座談会や、認知症の人の写真・作品展も開催し、「生き生き暮らせるまち」をともに考えていく、という企画内容で認知症に関する普及啓発イベントを令和8年1月と2月に実施した。当日の様子は令和8年3月末を目途に厚生労働省YouTubeにて配信を予定している。令和8年度も同様の普及啓発イベントの実施を検討しており、その際は協力をお願いしたい。

○「認知症 希望のリレーフォーラム in 藤枝 とともに生き生き暮らせるまちを一緒につくろう！ ～希望大使とともに、みんなでアクション～」の開催について（現地・オンラインのハイブリッド開催）（令和8年1月21日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

○「認知症 希望のリレーフォーラム in 北九州 とともに生き生き暮らせるまちを一緒につくろう！ ～希望大使とともに、みんなでアクション～」の開催について（令和7年12月24日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

さらに、令和7年度は、2名の「希望大使」の日常生活・活動の様子を撮影し、認知症の人が自分らしく前向きに認知症とともに生きている姿を記録した動画を普及啓発事業の一環として作成している。

これらの動画については、令和8年4月を目途に厚生労働省ホームページに掲載を予定しており、準備ができ次第周知することから、各都道府県・市町村におかれては、関係者に動画を周知いただくとともに、管内イベント等の場で上映いただく等、積極的に活用いただきたい。

なお、令和7年度老人保健健康増進等事業「中・重度の認知症の人の本人発信・参画に関する調査研究事業」（実施主体：一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループ）において、中・重度の認知症の人の本人発信・参画が進むよう、そうした取組を行っている自治体や介護サービス事業所に着目し、取組の分析・検証の結果を踏まえた報告書を令和8年3月末を目途にまとめることとなっており、準備ができ次第、厚生労働省ホームページに掲載を予定しているため、事業実施の際に活用いただきたい。

③地域版の希望大使について

厚生労働省での「希望大使」の任命とともに、本人発信の取組が広く全国で行われるようにするため、すべての都道府県において、地域版の希望大使（以下「地域版希望大使」という。）の設置をお願いしているところ。

地域版希望大使は、これまでに全国 27 都道府県で設置されている（令和 7 年 12 月 31 日時点）が、未設置の県におかれては設置の検討をお願いしたい。

設置状況や大使のプロフィールなどは厚生労働省ホームページに掲載しており、確認いただきたい。令和 7 年度より年 4 回（3, 6, 9, 12 月末）ホームページで全国の地域版希望大使の設置状況や大使のプロフィールなどの更新等を行っており、都道府県におかれては、当課より更新依頼を行う際は、情報提供をお願いする。

地域版希望大使の任命やその活動に要する費用等（付き添い人の交通費等を含む）については、介護保険事業費補助金の認知症総合戦略推進事業（認知症施策普及・相談・支援事業）の対象としている。また、令和 7 年度補正予算において、認知症施策推進計画を策定する際の準備に係る地域版希望大使の活動経費も当該事業の対象とした。さらに、市町村が実施する認知症サポーター養成講座において、地域版希望大使に講師を依頼した場合の謝金や交通費等（付き添い人の交通費等を含む）については、地域支援事業交付金の任意事業（認知症サポーター等養成事業）の対象となる。各自治体におかれては、これらの助成制度も活用しつつ、地域版希望大使の任命、その後の活動支援に取り組んでいただきたい。

「認知症本人大使『地域版希望大使』の設置について」(令和2年3月24日老発0324第2号厚生労働省老健局長通知)(抄)

地域版希望大使の設置に関する基本的な考え方

1. 大使の名称

地域版希望大使の名称は、希望大使の前に都道府県名を付すものとする(例:北海道希望大使)。ただし、認知症の人やその家族、認知症の当事者団体等の意見も踏まえ、地域の実情に応じて、当該地域の高齢者や関係者が理解しやすい名称など独自の名称を定めることは差し支えない。

2. 大使の人選等

各都道府県知事は、公募や認知症の人本人や家族等の当事者団体、管内市町村からの推薦等の方法により地域版希望大使の候補者を募り、適任と認められた認知症の人を地域版希望大使として任命又は委嘱するものとする。地域版希望大使の人数、任期その他の地域版希望大使に関して必要な事項は各都道府県知事が定めるものとする。

3. 大使の用務内容

(1) 都道府県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力

都道府県が開催するイベント等での講演のほか、都道府県が発行する広報誌等への寄稿、2018年11月に一般社団法人日本認知症本人ワーキンググループが表明した「認知症とともに生きる希望宣言」等の紹介その他の認知症に関する普及啓発活動を行っていただく。

(2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力

地方自治体又は全国組織を持つ職域団体及び企業が実施する認知症サポーター養成講座の受講者の理解を深めることを目的に、キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていること等を自らの言葉で語っていただく。

(3) その他都道府県が必要と認めた用務

(1)及び(2)に加えて、認知症に関する普及啓発のために都道府県知事が必要と認めた用務を行うものとする。

④認知症の日及び月間の普及・啓発イベントについて

基本法の施行を踏まえ、同法に位置づけられた「認知症の日」及び「認知症月間」について、国民への周知を行う観点から、ポスター及びリーフレットを作成し、都道府県・市町村等に配布し、普及啓発に取り組むとともに、日本認知症官民協議会に参加する各団体に対しても、ライトアップや関連イベントの開催に取り組むよう呼びかけた。

令和8年度においても、同様の取組を予定していることから、認知症の普及啓発に関する国の取組へ協力いただくとともに、都道府県・市町村においても引き続き、積極的に実施していただくようお願いする。

なお、これらの取組については、厚生労働省ホームページに特設サイトを開設

し、各都道府県、市区町村、関係団体等が行うイベントの様子を紹介している。

○認知症の日及び月間（令和7(2025)年度）特設サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/alzheimerday2024_00001.html

(掲載内容)

- ・認知症の本人からのメッセージ
- ・各地のイベントの紹介(7,513イベント)
- ・日本認知症官民協議会参加団体の取組紹介

(3) 認知症サポーターの養成について

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲の手助けを行う認知症サポーターは、全国各地で養成が進められており、これまで1,682万人超が養成されている。

平成17年度に認知症サポーターの養成が始まって以来、認知症サポーター養成講座の標準教材の大規模な改訂は行われていなかったが、令和5年9月に、最新の情報等を反映する形で見直しを行い、各自治体に配布している。

認知症サポーター養成講座を開催する際は、改訂された標準教材の活用をお願いしたい。

○特定非営利活動法人地域共生政策自治体連携機構のHP

<https://safe.menlosecurity.com/doc/docview/viewer/docNC67CC15B432Fde48e63d390b2639d5b814871da0c85fe8f295e21ea1087655bf33d226c96cc1>

(4) チームオレンジについて

① チームオレンジの実施促進について

厚生労働省は、チームオレンジの設置や活動が促進されるよう、財政的支援を図ってきた。

- ・市町村がチームオレンジの立ち上げや運営支援を担うコーディネーターを配置する費用等の助成(地域支援事業の認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業)
- ・都道府県が市町村の取組を広域的な見地から支援できるよう、市町村が配置するコーディネーターに対する研修に要する費用等の助成(地域医療介護総合確保基金)
- ・チームオレンジに参加するためにステップアップ講座を受講した場合や認知症サポーターがチームオレンジの支援活動に参加した場合等にポイントを付与する事業への助成(地域医療介護総合確保基金:ボランティアポイントの仕組みを活用)

各自治体はこれらの予算事業を積極的に活用し、事業の趣旨に即した事業展開に努めていただくようお願いする。

また、「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱いについて」

(令和5年3月31日付け厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)において、都道府県・市町村から問合せが多かった質問をQ&A形式で文書化し、事業の狙いや事業の柔軟な立ち上げが可能であることをお示ししている。令和4年度老人保健健康増進等事業「チームオレンジの整備促進に関する調査研究」で作成された活動事例や活動のヒントを掲載した冊子と併せてご活用いただきたい。

○認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱いについて

<https://www.mhlw.go.jp/content/001150728.pdf>

○チームオレンジの整備促進に関する調査研究」で作成された冊子

<https://www.mhlw.go.jp/content/001105697.pdf>

また、各地域で広がる多様なチームオレンジの活動については、令和5年度に開催した第170回市町村セミナー「チームオレンジの効果的実施に関するセミナー ～認知症の人と本当に「出会えて」ますか?～」において、紹介しており参考とされたい。

○第170回市町村セミナー 資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35691.html

加えて、各都道府県におかれては、令和4年度に新たに地域医療介護総合確保基金に追加した、「地域における認知症施策の底上げ・充実のための重点支援事業」を活用できることも念頭に、市町村への支援を企画・実施していただきたい。

具体的には、例えば、

- ・管内行政職員を対象とした担当者会議・研修等において、チームオレンジの理念や設置の必要性等の周知
- ・初任又は現任のコーディネーターやチームオレンジのメンバーに対し、チームオレンジの理念や職域サポーターの開拓・活用手法など運営のノウハウ等に関する研修の企画・開催
- ・管内市町村に対する認知症サポーターステップアップ研修の実施支援
- ・チームオレンジの先進的な取組や課題を共有する会議等の開催

などが考えられる。

②チームオレンジに関する研修の実施について

都道府県が実施するチームオレンジコーディネーター研修の講師役となるオレンジ・チューター養成のため、公募により選定された事業者によるオレンジ・チューター養成研修を実施している。

研修の内容は、チームオレンジの意義・役割など制度に関する講義のみならず、チームの立ち上げや運営のポイント、ステップアップ講座の組み立て方やチームオレンジの実施例などチームオレンジの効果的な運営に関する総合的な研修としている。

各都道府県におかれては、チームオレンジコーディネーター研修の実施体制構築に向け、引き続き積極的な受講者の推薦をお願いしたい。その際、オレンジ・チューターは、県内のチームオレンジの立ち上げや運営において重要な役割を担

うため、その受講者については、

- ・ 推進員など認知症の人やその家族の日常生活の支援等に関する十分な知識と経験を有している者
 - ・ キャラバン・メイト養成研修のグループワークの担当講師
 - ・ 認知症サポーター養成研修の企画・講師経験が豊富なキャラバン・メイト
- からご推薦いただくようご配慮をお願いしたい。

また、各都道府県におかれては、オレンジ・チューターと連携の上、チームオレンジコーディネーターやチームオレンジメンバーへの研修を企画・実施するとともに、管内市町村職員を対象とした担当者会議・研修の開催などの側面的支援にも積極的に取り組んでいただくようお願いする。なお、側面的支援にかかる経費についても、チームオレンジコーディネーター研修と同様、地域医療介護総合確保基金の対象となるのでご活用いただきたい。

さらに、各市町村におかれては、チームオレンジコーディネーターとして適任と考えられる者が研修を受講できるよう配慮をお願いするとともに、コーディネーター研修テキスト「認知症サポーターチームオレンジ運営の手引き」などを参考にチームオレンジの立ち上げ・運営に取り組んでいただくようお願いする。

(5) 認知症カフェの推進について

認知症カフェは、認知症の人やその家族にとって、地域や住民との繋がりや出会いの場として、また、専門職にとって、多職種連携や学びの場となるなど、地域に欠かせないスペースとなっている。認知症カフェを未設置の市町村におかれては、積極的に検討いただくようお願いする。

都道府県におかれては、例えば、課題や先進事例の共有を行う連絡会議の開催、先進的な取組事例を紹介するセミナーの開催等、引き続き市町村への支援をお願いする。

なお、仙台センターが、DCnetにおいて、「家族支援と認知症カフェ」のページを作成しているため、こちらも引き続き活用いただきたい。

○認知症施策関連ガイドライン、取組事例(認知症カフェ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000167800.html>

○DCnet「家族支援と認知症カフェ」のページ

<https://www.dcnnet.gr.jp/support/cafe/index.php>